

宮城県地方卸売市場（青果・花き） 申請・届出・報告等手続一覧

事項	提出期限等	提出書類	様式・留意事項	根拠法令等	
1 地方卸売市場の認定申請	認定を受けようとするとき	認定申請書	別記様式第1号 収入証紙10,000円を添付	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第1項 ・法第13条第2項 ・宮城県手数料条例第2条の表の248の2 	
		業務規程	法及び政省令で規定する業務規程で定めなければならない事項が記載されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第3項 	
		業務規程規定の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務規程の策定に関する意思の決定を証する次の書面（議事録又は社内決裁書 など） ② 業務規程で細則に委ねた場合、その細則（省令で規定するものに限る※） ※法第13条第5項第3号（イ 差別的取扱禁止、ロ 卸売の数量・価格等の公表、ハ 取引参加者への指導等）及び法第13条第5項第4号（イ 売買取引の方法の公表、ロ 支払期日等の公表）及び遵守事項の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第1号注意書き ・省令第17条第4項 	
		省令第17条第3項で定められた添付書類			
		1 開設者に関する書類	地方公共団体は「二」のみ	<ul style="list-style-type: none"> イ 定款 ロ 登記事項証明書 ハ 役員名簿及び役員の履歴書 ニ 直近年度の事業報告書 ホ 誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第17条第3項第1号 ・省令第17条第3項第1号イ ・省令第17条第3項第1号ロ ・省令第17条第3項第1号ハ ・省令第17条第3項第1号ニ ・省令第17条第3項第1号ホ 法第5条第2～4号
		2 卸売市場の施設の配置図			<ul style="list-style-type: none"> ・省令第17条第3項第2号
		3 卸売業者に関する書類	法人の場合「イ、ロ、ハ、ホ」、個人の場合「ニ、ホ」	<ul style="list-style-type: none"> イ 定款 ロ 登記事項証明書 ハ 役員名簿 ニ 戸籍抄本 ホ 直近年度の事業報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第17条第3項第3号 ・省令第17条第3項第3号イ ・省令第17条第3項第3号ロ ・省令第17条第3項第3号ハ ・省令第17条第3項第3号ニ ・省令第17条第3項第1号ニ
		4 取引方法等の公表を証する書類		<ul style="list-style-type: none"> 「卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの取引の方法等、支払期日、支払方法その他の決済の方法」の公表を証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第17条第3項第4号
		5 「法で規定する事項以外の遵守事項」を定めた場合の書類		<ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者の意見を聴いたことを証する次の書類 ・議事録など（聴取の目的、対象、方法及び取引参加者の意見を記載したもの） ② 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第17条第3項第5号イ ・省令第17条第3項第5号ロ

	事項	提出期限等	提出書類	様式・留意事項	根拠法令等
2	事業報告書	事業年度ごとに、当該事業年度経過後90日以内 (卸売業者→開設者)	事業報告書	別記様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第5項第5号 ・省令第21条第1項
3	認定事項又は業務規程の変更認定申請	認定を受けた事項について変更しようとするとき(軽微な変更を除く)	認定事項の変更に係る認定申請書	別記様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項 ・省令第25条
			変更に係る認定申請書の添付書類	変更後の認定申請書(別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第3号注意書き
			省令第25条で定められた添付書類	認定申請時に添付した業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第25条
			業務規程の添付書類(業務規程を変更する場合)	業務規程の変更に関する意思決定を証する書面(議事録又は社内決裁書など)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第3号注意書き
4	認定事項の軽微な変更の届出	認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日から7日以内 (1)開設者の名称、住所、代表者の氏名の変更(開設者の変更を伴うものを除く) (2)卸売市場の名称の変更 (3)卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの (4)取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 (5)卸売市場の業務の運営体制に関する変更のうち、人員の増加又は10%未満の減少 (6)卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 (7)卸売市場の卸売業者に関する事項(卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く) (8)卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 (9)業務規程の変更(法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)	認定事項の軽微な変更に関する届出書	別記様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項 ・省令第26条 ・省令第27条第1項 ・省令第27条第2項 <p>※(3)から(9)の軽微な変更は、運営状況報告書(別記様式第7号)に変更した事項を記載することで、本届け出に替えることができる。</p>
			軽微な変更に係る届出書の添付書類	変更後の認定申請書(別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第4号注意書き
			省令第27条第3項で定められた添付書類	認定申請時に添付した業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第27条第3項
			業務規程の添付書類(業務規程を変更する場合)	業務規程の変更に関する意思決定を証する書面(議事録又は社内決裁書など)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第4号注意書き
5	業務の休止又は廃止に係る届出書	休止又は廃止の日の30日前まで	業務の休止又は廃止に係る届出書	別記様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条において読み替えて準用する同法第7条 ・省令第28条
			業務の休止又は廃止に係る届出書の添付書類	掲示やインターネット等で、休止又は廃止の予定が公表されていることを証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第28条第1項

事項	提出期限等	提出書類	様式・留意事項	根拠法令等
6 中央卸売市場の認定に係る届出書	中央卸売市場の認定申請後速やかに	中央卸売市場の認定申請に係る届出書 中央卸売市場の認定申請に係る届出書の添付書類	別記様式第6号 中央卸売市場の認定申請書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項 ・省令第29条 ・別記様式第6号注意書き
7 運営状況報告書の提出	事業年度ごとに、当該事業年度経過後4月以内 (開設者→県知事)	運営状況報告書 運営状況報告書の添付書類 認定事項及び業務規程の軽微な変更を行った場合の添付書類 業務規程の添付書類（業務規程を変更する場合）	別記様式第7号 省令第26条第1項第3号から第9項の認定事項及び業務規程の軽微な変更（下記①②参照）については、当報告書に変更事項を記載する ① 認定申請書（別記様式第1号）の軽微な変更 番号は認定申請書の記号 <ul style="list-style-type: none"> ・2（2）：施設の全体面積が10%以内の増減 ・3（2）：取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項（原則、変更はない事項） ・4：卸売市場の業務の運営体制に関する事項 注）開設者の組織の人員の10%以上減少は、「2申請書又は業務規程の変更認定申請」により行うこと ・5：卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項（原則、変更はない事項） ・6：卸売業者に関する事項（名称、代表者名、取扱品目の変更） 注）卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものは「2申請書又は業務規程の変更認定申請」により行うこと ・7：卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 ② 業務規程の軽微な変更 <ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものは「2申請書又は業務規程の変更認定申請」により行うこと。 卸売業者の「事業報告書（別記様式第2号）※」（貸借対照表・損益計算書を添付したもの） ※事業年度経過後90日以内に開設者に提出されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項 ・省令第27条第2項 ・省令第30条第1項 ・別記様式第7号注意書き ・省令第30条第2項 ・別記様式第7号注意書き ・別記様式第7号注意書き ・別記様式第7号注意書き
8 市況等に関する報告	毎月の市況並びに卸売の数量及び金額を翌月の10日まで (卸売業者→開設者→県知事)	市況等報告書	別記様式第8号 (卸売業者が作成し、開設者を經由して県知事へ提出するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が作成し、開設者を經由して県知事へ提出するもの